

2 荒子保第1987号
令和2年9月15日
(公印省略)

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田寛士

令和2年10月以降の保育料の取扱いについて

日頃より荒川区の保育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

区では、現在、原則として通常通り保育施設を運営しており、保育園への登園率も約9割まで回復し、多くの在籍園児が登園している状況となっています。

このため、令和2年10月以降の保育料における日割り方式の減免については、在籍園で新型コロナウイルスの感染者が発生し、臨時休園した場合のみを対象といたします。

なお、事前に欠席届を提出し、1か月連続して休む場合は、その月の保育料を全額免除といたします。

これらの対応につきましては、9月15日現在のものであり、今後の国や都の方針等に伴い、変更になる場合は改めてお知らせいたします。

問合せ先

子ども家庭部保育課	代表電話：3802—3111
(認可保育園)	保育指導係 内線3823
	入園相談係 内線3825
(認証保育所)	保育管理係 内線3828
(家庭福祉員)	保育管理係 内線3822